

2019年(平成31年)3月7日 木曜日



の5カ月、3~8月の6
カ月のいずれも平均80時
間を超えてはいけませ
ん。

業が月45時間を超えるこ
とができるのは、年間6
カ月まで—というもので
す。

Q 従業員の時間外労
働の上限が、法律で規定
されると聞きました。ど
のように内容になるので
すか。

A 大企業は今年4月
から、中小企業は来年4
月から残業時間が原則と
して月45時間、年間36
0時間までと法律で規定
されます。

臨時的な特別の事情が
ある場合には、例外が認
められます。その場合
でも四つの制限をクリア
しなければいけません。

一つ目は、1年間の残
業が計720時間を超
えてはいけません。二つ目
は、連続する2カ月から
6カ月は、休日労働を含
めて残業が平均80時間を
超えてはいけません。例
えば、3月を基準にする
と、3月と4月の2カ月、
3~5月の3カ月、3~
6月の4カ月、3~7月
けません。四つ目は、残

時間外労働の上限規定

三六協定見直し必要

自動車運転業務や建設
業、医師などは、202
4年からの適用となりま
す。企業は、時間外労働
に関する労使協定(三六
協定)の見直しと、労働
時間を管理できる体制の
整備などをを行う必要があ
ります。

具体的には、三六協定
を見直して、改正法を踏
まえた内容にする必要が
あります。厚生労働省の
ホームページに、協定例
が掲載されています。

また、実際の労働時間
を規制の範囲内に抑える
ことが必要となります。
そのためには、労働時間
を管理する体制を整備し
て、基準を超えるような從
業員には、残業抑制を行
うことや、残業が常態化
している場合は、それを
引き起こす問題点を洗い
出して改善する取り組み
が必要となってきます。

(弁護士 松田健太郎)